

沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会記録

< 第 2 号 >

平成24年第 1 回沖縄県議会（2 月定例会）

平成24年 3 月 26 日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

## 沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会記録 < 第 2 号 >

---

### 開会の日時

年月日 平成24年 3 月 26 日 月曜日  
開 会 午前11時22分  
散 会 午後 3 時48分

---

### 場 所

第 7 委員会室

---

### 議 題

- 1 陳情平成20年第167号、同第193号、陳情平成23年第105号、陳情第180号、陳情第191号の 2、陳情第 6 号の 5
- 2 新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関する諸問題の調査及び対策の樹立（新たな計画・制度の創設について）
- 3 閉会中継続審査・調査について

---

### 出 席 委 員

委 員 長	当 銘 勝 雄 君
副 委 員 長	島 袋 大 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	翁 長 政 俊 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	仲 村 未 央 さん
委 員	渡久地 修 君
委 員	糸 洲 朝 則 君
委 員	奥 平 一 夫 君

委員 赤嶺 昇 君  
委員 上里 直司 君  
委員 山内 末子 さん

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

企画部長 川上好久君  
企画部参事 古波蔵 健君  
交通政策課長 下地明和君

---

○当銘勝雄委員長 ただいまから、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会を開会いたします。

陳情平成20年第167号外5件、本委員会付議事件新たな沖縄振興計画の策定及び那覇空港の整備促進並びにこれらに関連する諸問題の調査及び対策の樹立に係る新たな計画・制度の創設について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、企画部長の出席を求めています。

まず初めに、陳情平成20年第167号外5件の審査を行います。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会、陳情案件につきまして、お手元の資料1陳情に対する説明資料により処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただききまして、陳情説明資料の目次がございますが、継続の陳情が5件、新規の陳情が1件、合計6件となっております。

1ページをお開きください。

陳情平成20年第167号第二次返還特措法の制定に関する陳情につきまして御説明いたします。

変更した箇所を取り消し線を表示し、変更された内容は下線で表示しております。

2ページの下線で表示した変更部分を読み上げて御説明をいたします。

新たな跡地利用法については、今国会において、政府案と自民党など野党共同提案による法案が提出されておりますが、与野党修正協議が整い、先週23日に上記2及び3の要請内容が反映された法案が衆議院を通過したところであります。本法案につきましては、今週参議院で審議が行われ、年度内に成立する見込みであると聞いております。

3ページをお開きください。

陳情平成20年第193号那覇空港拡張整備計画に関する陳情につきまして、下線で表示した変更部分を御説明いたします。

県としては、環境影響評価法の手続終了が見込まれる平成25年度の事業着手に向け、引き続き国と連携し早期整備に取り組んでまいります。

4ページをお開きください。

陳情平23年第105号国営公園の誘致に関する陳情につきまして、下線で表示した変更部分を御説明いたします。

新たな跡地利用法については、今国会において、政府案と自民党など野党共同提案による法案が提出されておりますが、与野党修正協議が整い、先週23日に譲渡所得の5000万円特別控除など、駐留軍用地内の土地の先行取得制度が盛り込まれた法案が衆議院を通過したところであります。本法案につきましては、今週参議院で審議が行われ、年度内に成立する見込みであると聞いております。

5ページをお開きください。

陳情平成23年第180号沖縄振興開発金融公庫の存続に関する陳情につきまして、全て変更となっておりますので、下線で表示した内容をすべて読み上げて御説明いたします。沖縄振興開発金融公庫については、今後予想される基地返還跡地の開発など大規模プロジェクトへの出融資や中小企業支援等、その役割が引き続き重要であることから、県経済界からの強い要望も踏まえ、現行の機能及び組織形態での存続を強く要望してきたところであります。平成24年2月10日に閣議決定された新たな沖縄振興のための法律案において、沖縄振興開発金融公庫については、行政改革推進法の改正による10年間の存続が認められた

ところであります。今国会に提出された改正沖縄振興特別措置法案については、与野党の協議をへた修正案が年度内に成立する見込みであります。沖縄振興開発金融公庫に対しては、今後とも政策ニーズに則した各種金融支援制度の整備など、一層の役割発揮を求め、沖縄21世紀ビジョンの実現を目指したいと考えております。

7 ページをお開きください。

陳情平23年第191号の2 沖縄における枯れ葉剤汚染の真相究明と経緯説明を求める陳情につきましては、変更部分がございますが、1ページの陳情処理方針と同様の変更内容でありますので、説明は省略させていただきます。

8 ページをお開きください。

新規の陳情でございます。

陳情平成24年第6号の5 北部振興支援策の拡充等に関する陳情につきましては、すべて読み上げて御説明いたします。

1 平成24年度沖縄振興予算については、国の財政状況が厳しい中で2937億円と、前年度と比べ大幅に増額され、沖縄県の要望に近い額が確保されたところであります。このうち、1575億円が、沖縄振興一括交付金として創設され、平成24年度以降の沖縄振興策を沖縄県が主体的に展開していく上で重要な予算制度が創設されたものと考えております。沖縄県としては、この交付金を活用することで、これまでの国庫補助制度の枠組みでは十分に対応出来なかった県民ニーズに応じた施策や沖縄の発展可能性を生かした先駆的な施策を展開し、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が望む将来像の実現を図っていくこととしており、市町村と連携を図りながら事業を実施していきたいと考えております。

2 沖縄振興特別措置法については、沖縄県が重点事項として要望した、県が策定主体となる沖縄振興計画への国の支援、使途の自由度の高い一括交付金の創設、発展するアジアの中で競争力のある税制措置等が反映された修正案が閣議決定され、その後の与野党の協議をへた修正案が衆議院で可決されたところであります。沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律の拡充強化について、県及び跡地関係11市町村におきましては、昨年6月に駐留軍用地跡地利用推進法要綱県案を取りまとめ、新たな法律を制定するよう国に要請いたしました。新たな跡地利用法については、今国会において、政府案と自民党など野党共同提案による法案が提出されておりますが、与野党修正協議が整い、先週23日に県の要請内容が反映された法案が衆議院を通過したところであります。2つの法案につきましては、今週参議院で審議が行われ、年度内に成立する見込みであります。

以上、沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会、陳情案件につきましては、

御説明いたしました。

○当銘勝雄委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 陳情第6号の5についてお聞きします。この陳情の要旨の中に、橋本・モンデール会談から始まって日米合意を強力に推進すると書いてあります。ここでいう日米合意は名護市辺野古に移設するという合意ですよ。

○川上好久企画部長 そういうことだと認識しております。

○渡久地修委員 今の県政の立場として、辺野古移設についてはどういった見解でしょうか。

○川上好久企画部長 所管の知事公室でお答えすべきことですが、知事は代表、一般質問でお答えしているとおり、県外への移設と要望していると理解しております。

○渡久地修委員 次に陳情第105号についてお聞きします。大規模な国営公園の用地を国が買い上げることということですが、普天間基地の100ヘクタールの公園ですが、これは先日の新聞でも跡利用計画が進んでいるという報道がありました。これは県と市町村で策定していますか。国も大規模公園については了解していますか。

○古波蔵健企画部参事 先週の金曜日に跡地利用策定の審議委員会を開催しました。それは有識者の委員、関係団体、軍用地主会、またオブザーバーとして内閣府からの参加もありました。そういう意味では国、県、市町村が一緒になって、普天間飛行場の跡地利用計画については定めていくという方向性があります。中身としては、平成23年度の調査総括内容ということで、特に普天間飛行場の中の公園緑地について説明をしました。そのときに普天間公園のコンセ

プトあるいは規模などの方針を立てましたので、その報告をしました。

○渡久地修委員　ここで国が買い上げるということの陳情の要旨については、国も100ヘクタールの公園については大筋了解しているということではないのですか、

○川上好久企画部長　国はまだこれについては了解しているということを示してはいません。

○渡久地修委員　反対しているということですか。

○川上好久企画部長　これについてはまだ判断をしていないと理解しております。100ヘクタールの規模、普天間の全体計画、または予算措置等いろいろと国のほうで判断すべきところがありますので、今の段階では国として了解はしていないということです。

○渡久地修委員　県、市町村、各団体、軍用地主会と言っていましたが、沖縄県側はこの案で大筋合意しているということではないのですか。

○古波蔵健企画部参事　平成18年に普天間飛行場跡地利用基本方針を定めまして、その中に大規模普天間公園があります。今後それを形として示していかななくてはいけないので、今年度でその方針を調査して整理したということです。審議委員会は先ほどお話ししたとおり、有識者、地主会、各団体の代表がいますので、県全体としてはそういった方向で進めていくという考えです。

○渡久地修委員　ぜひ進めていただきたいと思います。この前、皆さんがつくった公園の案では、4つくらいありましたよね。大きいものを真ん中につくる案と東と西に分散する案、ネットワークでつないでいく案など。先日の新聞を見ると、ネットワークでつないでいくという案に落ち着きそうだという報道がありました、今の段階でこういった方向になりそうですか。

○古波蔵健企画部参事　昨年度、中間取りまとめ案の中で、公園の配置について4パターンを提示しました。結果的には、今回の調査を進めた段階で普天間飛行場の中にあるかつての大きな集落が3つあって、集落に関連するカーやウガンジュなどの文化的なものが残っていました。そういった歴史文化をやはり

公園をつくる段階で残していくということ。実は普天間基地は、周辺からの水が基地の中で洞穴から雨水が入り込んでいって、地下の中を通過して大山地区の海岸あたりで湧水として出てきており、それがターム畑の中で活用されているという特徴的なことがあります。そういった地下の水系をきちんと守っていくことも、公園の役割だということで、歴史文化と水系関係の観点から結果的にネットワーク的な公園が今示されています。

**○渡久地修委員** この陳情処理方針で国に公園の誘致及び早期の公共用地の先行取得について要請していきたくてあります。国に先行取得を要請しながら、沖縄県としての県の公共施設の先行取得が一つもされていないのは問題だと。法律もほぼ決まりなので、補正予算でも組んで先行取得について幾らの予算をつけるつもりですか。

**○川上好久企画部長** 今のところはまだ金額を決めるには至っておりません。今般、新しい駐留軍用地跡地法の中で5000万円の所得の特別控除が認められました。そのスキームがどうなるのか、そのスキームが公有地の拡大の推進に関する法律を参考にしながらつくられていると聞いています。それによると、例えば、地権者、売る意思のある方々の届け出義務だとか、買い取りについての判断の期間などいろいろと手続があります。その辺の制度の中身を見ながら、県としてはどれだけの公共用地が必要なのか、その辺のところも関係部局と調整しながら今後詰めていきたくて思います。

**○渡久地修委員** 公共用地先行取得の問題は、いろいろなスキームだとかいろいろと言っていますが、今でもやろうと思えばできるわけです。去年でもやろうと思えばできました。これは早くやらないと普天間基地の大規模補修にかけると米軍側は言っているので、そういった固定化を許さないためには県の決意を示して、早くこちらが公共用地の先行取得をやらなくてはいけないので、積極的に取り組んでください。

**○川上好久企画部長** 公共用地の先行取得は法律の中でも整備されてきているので、関係部局とも調整を進めながら段取り、準備をしていきたくて思います。

**○渡久地修委員** 次に陳情第193号についてお聞きします。今の仲井眞県政のスタンスは、復帰後、那覇空港は民間専用化が県民の願いでしたが、皆さんの処理方針は自衛隊との共用が前提になっていますか、その辺はどうでしょうか。

○川上好久企画部長 そのとおりです。

○渡久地修委員 最近ある雑誌に載ったのですが、アメリカの政府高官が、沖縄の基地との関係で、滑走路を2本つくって1つは米軍が使用できることを期待しているということが載りました。そういった情報はつかんでいますか。

○川上好久企画部長 承知しておりません。

○渡久地修委員 こういったものは企画部の担当ですか、それとも知事公室の担当でしょうか。

○川上好久企画部長 そういった分野については知事公室の担当だと思います。

○渡久地修委員 前の日米合意でも、民間空港の米軍の共同使用ということが文面にも書かれているし、あるいは緊急のときには使用するともあるし、先ほどの記事にはあからさまに、那覇空港に滑走路を2本つくって、1本は米軍も使用するというアメリカの政府高官の発言も出てきています。そういう意味では、民間専用空港を抜きにして、やってはならないと指摘しておきます。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。  
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 陳情第6号の5についてお聞きします。北部振興の問題で、基本的には鉄軌道を北部まで敷こうという計画がありました。第5次の振興計画の中で、県が自立経済を確立することに向けての最低限の必要不可欠なインフラ整備として、鉄軌道の縦断、鉄軌道を敷くということが1つと。もう一つは那覇空港の第2滑走路をつくるというこの2つは必須条件だと思っています。また、港湾の整備もその中に入るだろうと思っています。これは年度いっぱい新しい振興法が国で可決される予定になっていますが、報道等を含めて東京サイドからの情報では、鉄軌道の導入に向けては法案の中に書き込まれるということがありますが、実際はどのようになっていますか。

○川上好久企画部長 次の新振興計画の中で、外部との出入り口である空港、

港湾の整備は必須だと思います。また沖縄本島内の公共交通システムをどうするかも重要な課題だと思います。そのことをこの3年間、議員の方も含めていろいろな意見をいただきながら、この計画をつくって国に要請しています。特に鉄軌道は大きなプロジェクトでして、これをどのように位置づけていくのか。計画には書いてありますが、法律の中には当初はそういった形は含まれているとは言いながらも明確には鉄道という文言は出ていませんでした。しかし、今般の修正協議の中で、新たな公共交通機関についての調査検討の規定に鉄軌道の整備を入れ込むという形で、明確に位置づけられるという方向が出てきています。

**○翁長政俊委員** 法案の中に鉄軌道という文言が与野党協議の中で決定をしたということですが、実際はこれが新年度からこの法律ができあがってくる中で、この法律に書かれるとなると、事業主体は国が責任を持ってやるということですか、それとも鉄道の敷設についてはどこが責任を持ちますか。

**○川上好久企画部長** 法律の入れ込み方ですが、国及び地方公共団体は沖縄における新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関に対し、整備のあり方についての調査及び検討をするという書き方になっております。この部分はまだ明確にどこがどのような形でやるということは出てきていません。やはり他府県との状況の比較、違い、そういったことを考えますと、また事業費が巨大であること、運営も非常に難しいことも考えますと、やはり国に整備についてはお願いをしていくことが県としてのスタンスです。

**○翁長政俊委員** 一括交付金を含めて、沖縄振興費の約3000億円の中に国の直轄事業分が1000億円入っているわけです。この1000億円の中から敷設を含めて年次的に出てくるのか、または全く別手当てで鉄軌道という問題が国の中で予算化されて出てくるのか。いずれにせよ県はいわゆる地方分権の一貫として、権限と財源を地方に下さいということで、特に沖縄総合事務局の県への権限の移譲をずっと言い続けてきて、新しい第5次の振興計画は始まる現在までその要求はやっていると思います。そういったことから考えると、県が持っている主体性をここでしっかりと示す必要があると思います。そこは予算の執行のされ方やつけ方の問題も見てもいいとわかりませんが。いずれにせよ県が鉄軌道を責任を持ってやるという腹構えはありませんか。

**○川上好久企画部長** 県としては沖縄本島内の公共交通システムは、現状にお

いても首都圏よりも交通渋滞がひどいと。今やまさしく観光リゾートで主要な産業を維持しようとする中でこの部分は非常に喫緊の課題であるわけです。そういう意味では、県としてはまさしく主体的に公共交通システム、鉄軌道を含めてどうあるべきかということはしっかりとつくっていきたいと思います。一方で、その整備のあり方はどうあるべきかということは、別の議論があらうかと思っています。この間、1年半余り制度要望の中で3000億円の一括交付金の要望をしてきているわけですが、その際に県としては鉄軌道や基地跡地に係る負担については沖縄振興予算とは別枠で措置をしないとなかなか対応できないだろうということで、あわせて申し上げてきています。一方でまだ地方分権という大きな流れは当然県としてやるべきものはきちんとやりながら、こういった国家的なプロジェクトとして位置づける部分はあると申し上げてきています。

**○翁長政俊委員** いわゆる振興法の中に新に入れ込んでいって、国家プロジェクトとして建設の工程が組まれていくかどうかも含めて、国と県との調整のやり方の問題だと思います。いわゆる公共交通システムは、県民生活に大きな影響のある社会インフラなので、最後だと言われている第5次の振興計画の中で、この10年間で達成をしていかないといけないわけです。前段の2年半は仲井眞県政がスタートの部分を請け負うことになります。ここでしっかりとした県のスタンスみたいなものを明確にして、事を進めていかないと、出だしで間違えると10年間の間で実際この計画がどうなるかと。私は何としてもこの10年間で鉄軌道をやりたいと思います。これは県が強い要求を持って、意志を持って国に当たらないとなかなか財政が厳しい今現状の中で積み上げていくことは大変な作業になると思います。ですから県のスタンスがどうなのかということが明確に前段の4月から始まる新しい振興計画の中で、明確に前に打ち出さないとだめだということがそこなのです。皆さんの決意や意気込みがきちんと伝わってくるようなやり方を計画として持ってほしいという要求です。

**○川上好久企画部長** 今の委員のおっしゃることはよくわかります。次の振興計画、次の沖縄の地域経済社会の発展の大きな試金石は、いわゆる空港周辺、港湾、公共交通システムをいかに整備をするのか。そういう意味では計画の最初にそういったものにどのようにして県として主体的に方向性を打ち出していくのが非常に重要なことだと認識しておりますので、そういった形で頑張っていきたいと思います。

**○翁長政俊委員** 今の新沖縄振興計画の件でも議論になっていますが、陳情第

193号の那覇空港拡張整備計画もまさにそうです。これも10年間の新振興計画の中で何としても成し遂げなくてはならない社会インフラの1つだと思っています。いわゆる沖縄21世紀ビジョンをつくって、その中で自立に向けて沖縄の経済を含めて、県の形をきちんと作り出していくという基本的な社会インフラとして空港が位置づけられていますので、ここは国の直轄事業として空港はつくられていくだろうと、この部分は予測をしています。実は国との交渉も含めて、鉄軌道は法律に入っているが空港はどうなっていますか。

**○川上好久企画部長** 空港のほうはそれよりも先にこれまでもP I とかを積み上げてきて、現在、環境影響調査をやっています。それが次年度に終了します。それをまっぴら平成25年から着手できるような形で国に要望しております。去る3月の中旬にも知事は関係要路、国土交通大臣、首相官邸を含めて早期着工、平成25年からの着工と建設期間の短縮をあわせて要望をしてきたところです。

**○翁長政俊委員** 要するに平成25年着工、そういう意味では平成24年の準備がとても大事になると思います。工程表みたいなものはありますか。

**○川上好久企画部長** 事業着手のために環境影響評価法に基づく環境影響評価を今やっています。平成20年から始まっています。現在は現地調査、平成20年冬期、平成23年度は春期、夏期、秋期とこれは季節ごとの調査をしています。平成24年度は環境影響評価準備書を作成をして、さらに評価書までを作成をしていくと。そうしますと平成25年度には評価書の作成が行われて着手が可能になるという見立てです。国からこれまで言われてきた標準的な工期は7年とされています。できるだけ工期を短縮できるようにということで、せんだって知事は国のほうに要望をしてきたところであります。

**○翁長政俊委員** これまでやってきた環境影響評価、P I 含めての流れはわかります。平成25年度以降の計画、要するに平成24年から含めて、平成24年度については評価書や準備書を準備していわゆる着手できるような形で平成24年度はやっていくということです。平成25年度着手となると平成25年度以降の工程表のようなものはできていますか。

**○川上好久企画部長** 今我々が聞いている話として、1年目には護岸工事の着工をし、それと並行して2年目からは埋立工事にも入ると。それがおおむね5年間くらいの期間で予定しているようです。その中段くらいで舗装工事などに

入っていくと。おおむね7年間では完成をするという段取りだと聞いています。

○翁長政俊委員 平成25年度に着手で7年となると、平成32年に竣工という形に先がほぼ見えてくるという理解でいいですね。

○川上好久企画部長 今回の段階はあくまでも標準的な工期ということで聞いている期間です。県としてはさらに工期を短縮してほしいと要望してきたということです。

○翁長政俊委員 沖縄振興費とは全く別枠での予算立てになりますか。国の直轄分とは別に新たに空港建設のための費用を国が予算立てして、事業を推進していくという理解でいいですか。

○川上好久企画部長 これは空港整備特別会計も絡む話なので、確たるところを把握できていませんが、通常はそこから内閣府予算として移されて、一括計上予算でされるのではないかと理解しております。

○翁長政俊委員 空港整備特別会計でやるということになるのですか。

○川上好久企画部長 そのように理解しております。

○翁長政俊委員 いずれにせよ空港、港湾の部分は聞けませんが、港湾も一部事務組合をつくってやっていますが、いろいろな話が出ていますが、それも県が主体的に引き取ってやってはどうなのかという意見もありまして、空港周辺の特区構想の中でのいろいろな整備については割と企画部が先行してやり始めていますが、港湾の部分には手が出せないのですよね、ここはきちんと出せますか。

○川上好久企画部長 港湾については土木建築部が所管しております。ただ県としては国際物流特区という構想を出していますので、それは那覇港湾周辺も含めた展開方策は土木建築部と連携をしながらやっていきたいと思えます。

○当銘勝雄委員長 休憩いたします。

午後0時3分 休憩

午後 1 時 23 分 再開

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 陳情第193号についてお聞きします。先日、知事が政府に対して早期完成を目指す要請をしたということでしたが、内容ももう一度お願いします。

○川上好久企画部長 3月15日に首相官邸と国土交通省、内閣府沖縄担当大臣に要請をしました。まずは平成25年度新規事業化、2つ目が工期短縮による早期共用の実現について要請をいたしました。

○赤嶺昇委員 工期短縮は具体的に、今は何年の工期の予定でどれくらいの短縮ですか。

○川上好久企画部長 これまで私ども県が国から聞いている標準工期が7年でした。それよりもできるだけ短くと、工期何年までということ具体的に設定して要望してはいませんが、工期短縮をしてほしいと要望しております。

○赤嶺昇委員 工期短縮ということで、正式に要請はしていませんが、企画部長として例えばどれくらいの短縮を想定していますか。

○川上好久企画部長 技術的にも予算的な詰めもあって、軽々には申し上げられません。今の那覇空港の状況を見ていますと、非常に喜ぶべき悩みでもあります。おおむね能力の95%くらいまでできてしまっていると。私が3年前に担当したときには80数%という話でしたが、急激に伸びてきています。現在、それでも海外からのオファーがあるわけですが、なかなか希望する時間帯に入ってこれないと。これから後の沖縄振興を考えると、やはり入り口をどうするかということは喫緊の課題ですので、ここはできるだけ短く、1年でも2年でも3年でも短くということが、恐らく私だけではなく、県民の願いだと思っています。

○赤嶺昇委員 今の答弁を聞きますと、今95%ということできさらにローコストキャリア格安航空会社がふえるだろうと予測をしている中で、知事の公約の観光客1000万人という目標も含めて非常に綿密に関係する部分ですので、工事の技術的な部分もあるということですが、企画部長としてこれを進めていく上で、より短くということですが、望ましいのは何年以内というようなことはないのですか。

○川上好久企画部長 厳密には予算や工法などを精査しないと何とも申し上げられないことですので、その部分は要請をしながら着工して国がこういった形で可能性があるということであれば、それをさらに県としても協力をしながら短縮をしていくということしか、今のところ申し上げられません。一方で観光客1000万人の話もありましたが、そこは離島空港も活用しながら施設の見直し、利用の方法などもやりながらあわせてやっていきたいと思えます。

○赤嶺昇委員 逆に今回知事がわざわざ要請に行っていますが、国から何年間短縮してほしいのと言われたときには何と言いますか。

○川上好久企画部長 何年でもいいという話であれば、県としてはできるだけ短い期間を申し上げることになると思えます。今のところはそういった話が出ていません。そのところは御相談をしながらということになると思えます。工事短縮の可能性があるかどうか。今のところは標準工期ということで、標準工期とは夜間工事はやらないということですので、夜間工事をやるならばどれだけの短縮になるかという具体的なこともお聞きしながら、県として要望を具体的にしていきたいと思えます。

○赤嶺昇委員 新聞等でしか見ていませんが、知事の今回の要請に対する国の感触はどうでしょうか。

○川上好久企画部長 県の要望は十分に理解をしてもらったと。できるだけ早目に着手できるように、工期短縮もできるだけ検討したいと前向きな話があったと記憶しております。

○赤嶺昇委員 予算の問題で先ほどありましたように、これは特別会計ですか。特別会計で年間国の予算は幾らくらいありますか。

○川上好久企画部長 平成23年度の空港整備勘定の予算は3264億円です。

○赤嶺昇委員 福岡空港も拡張という話もあって、どちらを優先にするかという話があったりして、今回ある程度の理解を示したということですが、限られた特別会計の予算の何%。今後そういった話になると思います。従来のものであれば、恐らく7年はどんなにお願いをしても予算との関連で厳しいと思います。このあたりは今後、より短くということをおっしゃっているので、どういった戦略を持っていますか。

○川上好久企画部長 空港整備勘定は今申し上げましたように、航空燃料税の今回、日本航空株式会社との関連で一昨年に引き下げをしたこともあって、空港整備勘定の歳入が随分小さくなったという話も聞いています。そういう意味では現状においては、空港整備勘定の中で予算の確保はなかなか厳しいと思っています。ただ沖縄県における滑走路の増設は福岡空港とは質が違う、向こうは新幹線もあれば道路もあると、沖縄県の場合は空港しかありません。ましてや急患搬送など、そういった拠点にもなってくる。そういう意味では国のほうにも十分に理解してもらっていると思います。予算の確保の方法については、一義的には国において判断されると県としては考えております。早期の事業着手、共用ができるように県としては引き続き要望していきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 本会議でも話しましたが、一括発注方式も研究されるということですが。

○川上好久企画部長 これは委員からの御提言もありましたが、国のほうにもこういったものがあるのかと、そういった事務的な話もしましたが、これが具体的にどういった形で短縮されるのかというやりとりはしていません。ただ1つ出ていたのは、羽田空港と那覇空港は条件も違うという話がありました。羽田空港は湾で内海、那覇空港は冬は荒れますよね、その辺もあってそういったものだけで短縮ができるのかの研究が必要ですねということがありました。

○赤嶺昇委員 一括発注方式のもう一つのメリットは県内企業です。国際ターミナルがWTOの関係で県外企業も入っていますよね。いかに県内企業だけでできかという戦略は持つべきだと思います。一括発注方式で県内業者がある程度中心にとれるように、今の段階から平成25年度から工事が開始されるという

ことですので、そこを業界もそうですが、いろいろな事例も含めて国とも相談しながら県内企業に優先発注ということを戦略的に練っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○川上好久企画部長 工期短縮も県内企業への優先発注もともに重要な課題ですので、あわせて研究していきたいと思います。

○赤嶺昇委員 ぜひ工期短縮について、今後より具体的に何年以内、例えば5年以内とか3年短くしてほしいという数字を設ける考えはありませんか。

○川上好久企画部長 それは実効性の問題も勘案しながら国のほうには申し上げざるを得ないと思います。今後、具体的に工法をどう見直せばどうなるかということも県として国と相談して要請をしていきたいと思います。

○赤嶺昇委員 次に陳情第105号についてお聞きします。こういった処理方針で出ていますが、事実的にいろいろ聞きますと普天間飛行場の中の工事の受注がどんどんされているということですが、そのあたりの把握はしていますか。普天間飛行場の修繕などの公共工事の発注が出ています。一方では返還とか国営公園の話があるのに、もう一方では修繕しているということがありますが、その辺の整合性はありませんが、それについては把握していますか。

○川上好久企画部長 承知しておりません。

○赤嶺昇委員 普天間基地の修繕については、機能強化なのかそういったことも含めて、それは知事公室が所管ですか。

○川上好久企画部長 そのとおりです。

○赤嶺昇委員 所管は別かもしれませんが、一方では国営公園ということで策定が進められている企画部の分野と、普天間基地内の工事の受注、発注がどのように行われているかについては互いに連携するべきだと思います。国営公園に向けて進めていこうとしながら、業者からはどういうことなのかという話があるので、そのあたりは把握しておくべきだと思いますが、いかがですか。

○川上好久企画部長 今、委員がおっしゃる話も知事公室に企画部として話を

聞いておきたいと思います。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 陳情第193号についてお聞きします。先ほどからできるだけ早く完成をさせたいということで、工法の検討や財源のあり方という話がありました。私は空港整備特別会計で調達しようとするとかかなりの制約が出てくるのではないかと思います。これはだれが見ても、どう考えてもそうならざるを得ない中で、この財源ではなくて沖縄振興予算の直轄なのか、あるいはもう少し予算をかさ上げして費用を多くとるのか、こういったところで対応できないのかと考えますが、みなさんは検討されていますか。

○川上好久企画部長 先ほど申し上げたとおり、予算の確保については一義的に国において判断をされるものと考えています。この部分については国直轄事業という位置づけですので、そういった形で国のほうでは判断されると理解しています。

○上里直司委員 国の判断というのは、国から言わせると県からの要請がないと国は判断できないということを言います。これはすべての点でそういった話です。ですから国の判断と言うからには、通常は空港整備特別会計を使うのでこれをお願いしますと言うのか、あるいは早く着工したいから、早く共用開始をしたいので違う財源ではどうでしょうかということを皆さんから提起をしないと国は動かないはずで、そこは今の答弁ではなくて、皆さんも調査等も検討されるのですが、ほかの財源でも検討できるかということを検討できませんか。

○川上好久企画部長 県が実施する事業であれば間違いなく財源の確保をいろいろと手立てを考えます。しかしこれは国の直轄事業の位置づけになっていますので、国が一義的に考えざるを得ないと思います。県のほうでこの財源もある、あの財源もあるだろうということを今すぐ申し上げるようなことは、にわかには考えにくいです。ただ県としては国任せということではなくて、国に強く要望してきておりますし、これからもここまで逼迫している状況を申し上げて、その部分は理解していただいていると思っています。

**○上里直司委員** これは知事が公式、非公式で述べられていることをメモや議事録をとっているわけではないですが、国でやっている事業のほとんどは県でできるという話をしていました。恐らくこの3000億円というこの予算の根拠づけを示す中でも、皆さんが先ほどおっしゃっていたとおり跡地利用の話と鉄軌道の話は別として、3000億円でできますということもいろいろなところでされていました。これは皆さんがというよりは、知事の考えだと思います。そういったことを考えると、沖縄県民にとって那覇空港は単なる福岡空港とは違うとなると、位置づけも違ってくるし、位置づけが違ってくると財源も違って特におかしい話ではありません。ぜひその財源のあり方を柔軟に検討されて、どの財源を使うのかということを検討していただきたいということを申し上げておきます。先ほど赤嶺委員が、一括発注方式とおっしゃっていましたが、知事がそういった形で何度も要請されている、県の空港建設を願う経済団体の皆さん方や観光団体の皆さん方が要請された折りに、その後の感想を聞いてみると政治家側の反応は、ではPFIでつくったほうが早くできるのではないかと。それは一括発注と少し意味合いが違うと思いますが、その辺の工法のあり方として、当然国直轄という中で皆さんがどう提起できるかは別としても。PFI方式で建設は可能なかどうか、どう考えていますか。

**○川上好久企画部長** 工法としては可能性はあると思います。ただ、その方法がよりベストか否かはもう一つ判断をしなくてはいけない段階があると思います。

**○上里直司委員** 多分その判断が出てくるだろうけれども、できるだけ早く、あるいは民間の力を入れて、また経費を削減すると。これは国も進めている事業ですし、政権が変わっても法律が変わっているので、公共事業における民間参入という意味では、もう少しこれは検討してもいいと思います。ここは判断があると思いますので、要望だけしておきます。

次に陳情第105号についてお聞きします。どうしても国営大規模公園の整備を図るものとするということですが、一体この公園が都市公園法に基づくどの部分なのかという論拠立てが弱いような気がします。この公園の位置づけはどういった形になりますか。

**○川上好久企画部長** 国営公園は、現在2種類あると言われています。1つは、都市公園法の第2条にありますが、イ号、ロ号ということで規定されています。イ号国営公園とは、一の都道府県の区域を越えるような広域の圏域から設置を

するもの。また口号公園とは国家的な記念事業として行われるものです。沖縄県の記念公園は、口号国営公園という位置づけがされています。県としては普天間に公園ができるとするならば、ある種国家的な記念事業としてされることかなと思います。そこは内部的に議論をして整理しているわけではないですが、そういったイメージを持っています。

**○上里直司委員** 口号公園としてやった事業としては、本部町にある海洋博覧会記念公園と、首里城公園といずれも国営公園です。1つの県に2つ以上配置することは異例中の異例だということで、公園を管理している国土交通省はそういったことを話しています。確かに、我々県民にとってみれば非常にインパクトのある都市再生、防災機能を持たせた公園としては、そういった大きな公園だとは思いますが。しかし、国が口号公園として指定する根拠が非常に弱いです。弱いからといって否定しているわけではなくて、もう少し根拠が必要だと思います。私がずっと言っているのは、地下の鍾乳洞が公園をつくる背景になっているわけですから、鍾乳洞の位置づけと保存をしっかりと主張していくことが、口号公園の一つの背景になると思います。そこをもう少し詰めて、今からでもできるので、もう少し目に見える形で進めていただけませんか。

**○川上好久企画部長** これは非常にある意味意見として検討すべき内容を含んでいると思います。県のほうで国営公園としている意味は、大きいということもありますが、やはり普天間基地の跡地であるということが、ある意味国家的プロジェクトとしてふさわしいのではないかと。例えば、事例として昭和記念公園などの飛行場跡地、そういったものも使われている事例も見ながら申し上げます。今の委員の御意見も踏まえながら検討していきたいと思います。

**○当銘勝雄委員長** ほかに質疑はありませんか。  
奥平一夫委員。

**○奥平一夫委員** 陳情第193号についてお聞きします。現在、自衛隊との共同使用がされています。自衛隊の使用回数はどのくらいの頻度で使用されていますか。

**○川上好久企画部長** 回数はわかりませんが、おおむね全体の17%になります。

**○奥平一夫委員** 新しい平行滑走路が想定としてどのくらいのキャパシティを

持ってつくられていますか。

○川上好久企画部長 現在の約1.4倍のイメージです。

○奥平一夫委員 実は那覇空港を頻繁に利用しますが、かなり自衛隊の離着陸のために20分、30分平気で待たされる事例が何度もあります。そういう意味では、共同使用は問題だと思います。その新しい平行滑走路ができたときに、1.4倍ということですが、そうなりますとおおまかに1000万人観光客、今は空からの乗降客は年間でどれくらいいますか。

○川上好久企画部長 現状において約1400万人です。

○奥平一夫委員 そうしますとこの平行滑走路ができるとどのくらいを想定していますか。

○川上好久企画部長 おおむね2000万人弱くらいであると思います。

○奥平一夫委員 2000万人くらいの乗降客を迎えるとなると、ターミナルのキャパシティーはどれくらいを考えていますか。

○川上好久企画部長 現状においておおむね乗降客は、ほぼ96%が国内客ですが、現状のターミナルでは、1400万人くらいの乗降客を受け入れています。

○奥平一夫委員 現在、国際線のターミナルに着手しておりますが、これほどのくらいのキャパシティーを想定してつくっていますか。

○川上好久企画部長 現行の国際線ターミナルビルの約3倍になる予定です。おおむね100万人から150万人の規模になると見えています。

○奥平一夫委員 新しい平行滑走路ができたとしても受け入れるターミナルのキャパシティーは十分に余裕があると考えていますか。

○川上好久企画部長 現行の国内線も拡張をしております。そこはその動きを見ながら対応をすることができると思っています。

○奥平一夫委員 知事が公約として掲げている1000万人観光客の空からのインフラはこれで十分だという認識ですか。

○川上好久企画部長 おおむねそれに対応できるものと考えています。

○奥平一夫委員 新しい滑走路ができることの議論について、自衛隊が利用するとかあるいは米軍も使用したいと言っているようなこともあるようです。そうなりますと、かなり制約をされると思いますが、その辺の懸念はありませんか。

○川上好久企画部長 米軍の話は先ほど申し上げましたように、県として承知をしておりません。自衛隊機は現行の年間約2万1000回ですが、これが今後も利用されるという前提で考えています。

○奥平一夫委員 もう1本できたとするとな体的な使用頻度からすると、半減していくということですね。

○川上好久企画部長 今後の運用の方法を確定的には申し上げられませんが、現状において約2万1000回を前提として、将来の航空需要予測を考えながら拡張していくということです。

○奥平一夫委員 一番心配なのは、新しい滑走路ができたとしても防衛省がかなり先島、南西諸島への警備がシフトしてかなりさまざまな訓練、米軍との共同訓練ということで那覇空港の使用頻度がふえないかなという懸念がありますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○川上好久企画部長 先ほど申し上げましたように、米軍の利用状況について県としては承知をしておりません。

○奥平一夫委員 環境影響評価が平成25年に手続終了が見込まれると。具体的にいいますと、どういった日程で終了になりますか。

○川上好久企画部長 平成24年度中に準備書を作成をして、評価書の策定に同時に取りかかって平成25年度中に評価書を完成させるというスケジュールになっています。

○奥平一夫委員 つまり、平成25年度に終了が見込まれるのかということと、いつから着手になるのですか。

○川上好久企画部長 平成25年度中には事業の着手は可能になると見込んでいます。

○奥平一夫委員 具体的な日程みたいなものはありますか。

○川上好久企画部長 現時点においては、タイムスケジュールのような細かいところまでは国から示してもらっていません。

○奥平一夫委員 次に陳情第167号と陳情第191号の2についてお聞きします。特に陳情第191号の2においては、枯れ葉剤の使用の問題が取り上げられて、実際に元米兵が廃棄したという記事等もあって、枯れ葉剤に対する不安が非常に広がっています。アメリカに問い合わせているがなかなか返答がないといえますか、詳細な記録がないということで気になるところです。皆さんとしては、この問題をどのように情報として持っていますか。

○川上好久企画部長 この件については、直接企画部が所管をしていないので知事公室のほうで確認をお願いします。

○奥平一夫委員 確かに知事公室だと思いますが、原状回復をしていくという法律をつくる担当は皆さんであるので、そういった情報を常に知り得ておくべきだと思います。1ページの陳情処理方針に、その2の中に土地引渡しまでに汚染等に関する原状回復措置を徹底する制度の創設を国に要請しておりますとあります。新たな処理方針の中では、跡地利用法については今国会において政府案と野党案の共同提案がされているということですが、共同提案されている跡地利用法は徹底した原状回復をするという内容になっていますか。

○川上好久企画部長 現行の沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律は、原状回復の措置の部分について蓋然性のある範囲において、駐留軍の行為に起因する汚染物質となっています。今般、この蓋然性のある範囲という部分をとって、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、土地の所有権者等に当該土地を引き渡す前に支障除去措置を講ずると。駐留軍

の行為に起因しないものも含むということで、より広げた形で法律を規定をして参議院のほうで議論をしております。

○奥平一夫委員 今、共同提案されている企画部長のおっしゃったような内容ですと、今懸念されている枯れ葉剤の問題。つまり、そこに投棄したと、いわゆる基地内に投棄したという元兵士の発言が記事にありました。そういったことが当該市町村から、そういった話があるが調査をしてほしいという要請があれば、調査に応ずるということですか。

○川上好久企画部長 法律の規定は、いわゆる引き渡し前に調査をするということになっています。

○奥平一夫委員 つまり何らかの情報で、いわゆる返還予定地のこの土地については汚染物質を投棄をしたらろうという市町村からの要請によってもしっかりと調査をしてもらえるということですね。

○川上好久企画部長 考え方としては、今回の自民党案の中でより細かく具体的に原状回復措置の徹底について整理がされています。土地の所有者に引き渡す前に支障除去措置を講ずると、徹底して駐留軍の行為に起因しないものも含めて調査をすることになっています。

○奥平一夫委員 わかりました。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○当銘勝雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

次に、新たな計画・制度の創設についての審査を行います。

ただいまの議題について、企画部長の説明を求めます。

川上好久企画部長。

○川上好久企画部長 それでは、お手元の資料について御説明いたします。

今回は、資料2及び資料3により、沖縄関連2法案の現状について御説明い

たします。

御承知のとおり、沖縄関連2法案は、与野党プロジェクトチームによる修正協議を踏まえて国会審議が行われております。先週、修正案が衆議院で可決され、参議院に送付されたところであり、年度内には法案成立の見込みと聞いております。

まず、お手元の資料2 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案のポイントについて御説明いたします。

この資料は去る2月10日に閣議決定された改正法案の概要となっておりますが、その内容と与野党協議で提出された修正内容を説明し、沖縄振興特別措置法案の概要説明とさせていただきたいと思っております。沖縄県は、平成24年度からの新たな沖縄振興のための法律の制定について、政府に対し、沖縄政策協議会及び沖縄振興部会の場において、重点事項として、振興計画の策定主体を県とし、国は県計画に支援すること、使途の自由度の高い沖縄振興一括交付金を創設すること、発展するアジアと競争できる税制措置等を定めることを求めてまいりました。沖縄振興特別措置法改正案は、これらの県の要望を大きく反映しており、法律の目的を定めた第1条に沖縄の自主性を尊重しつつとの文言が追加されるなど、資料の冒頭にあるとおり、民間主導の自立型経済の発展という沖縄振興の基本方向を大きく前に進めるための内容となっております。具体的には、まず、資料左上1 沖縄振興計画等にあるように、国が沖縄振興基本方針を、県が沖縄振興計画を策定する法制に変更されております。次に、一括交付金については、資料右側中程6 基盤の整備(2)にあるとおり、県が作成する事業計画に基づく事業に要する経費を対象に交付金を交付する形で法律上の制度として創設されております。税制については、2産業の振興に要点がまとめられております。(1) 観光の振興の一つ目観光地形成促進地域と、(3)の産業高度化・事業革新促進地域は、県知事が地域指定でき、実質的に県全域が対象となる制度として新たに設けられております。また、(4) 国際物流拠点産業集積地域を創設し、(2)の情報通信産業特別地区及び(5)の金融業務特別地区とあわせて、所得控除率を40%に拡充するとともに、進出企業の足かせとなっていた「専ら」要件を緩和しております。このほか、産業の振興については、観光振興のための沖縄特例通関案内士制度の創設、特定免税店制度の拡充及び航空機燃料税の軽減措置の拡充、さらに、電気の安定的かつ適正な供給の確保のためにLNGを免税対象に追加するなど、各種の規定が拡充・継続されております。また、配慮規定として、資料右側の4、5に挙げられているとおり、良好な景観の形成、子育ての支援、鉄軌道など新たな公共交通機関の調査・検討、情報流通の円滑化等のための規定が新設され、その他の規定も拡

充・継続されております。加えて、8附則等にあるとおり、関係する法律である復帰特別措置法を改正して、酒税や揮発油税等の軽減措置を延長するとともに、行政改革推進法を改正して、沖縄振興開発金融公庫を10年間存続させることとしております。

2枚目、3枚目は、各規定の概要を説明した資料となっておりますので、後ほど御参照いただきたいと思いますと考えております。

以上が、閣議決定された改正法案の概要ですが、国会審議において、野党から修正案が提出され、与野党協議の結果、11項目の修正がなされており、4枚目以降はその関連資料であります。具体的な内容として、一括交付金について基金を設けることができること、国際物流拠点産業集積地域の指定要件を法律で定めること、配慮規定として、鉄軌道の文言明記、C I Qの体制整備、産業人材の育成、自然環境保全、不発弾処理促進などに関する条項を定めることとなっております。

なお、別紙、参考資料については、後ほどごらんください。

次に、お手元の資料3沖縄県の駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律改正案の修正状況について御説明いたします。

新たな跡地利用法案については、今国会において、政府案と自民党など野党共同提案による法案が提出されておりますが、基本理念や給付金制度の拡充など、野党の共同提案を受け、与野党修正協議が整い、先週、23日に衆議院を通過したところです。

お手元の資料は、3月19日に行われた沖縄関連2法案に関する与野党プロジェクトチームにおける修正協議で使用された資料でございます。表の右欄の交渉委員調整結果が修正協議後の内容になっておりますので、御説明いたします。

まず、新たな跡地利用法の題名については、修正協議の結果沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法案となっております。

次に、主な内容としましては、1点目に基本理念といたしまして、沖縄の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用を推進すること、国の責任を踏まえ、国は主体的に跡地利用を推進すること、土地所有者等の生活の安定を図るよう配慮することを規定しております。2点目に、国の責務・財政上の措置等として、政府は、必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置を講じなければならないとしております。3点目に、駐留軍用地への立入等のあっせんについて、県及び市町村からあっせんの申請があった場合に、国は、あっせんを行わなければならないとして義務規定となっております。また、国は、申請を行った県及び市町村の求め

に応じてあっせん状況について通知するものとしてしております。4点目に、土壌汚染・不発弾の除去等について、国は、駐留軍用地の所有者等に土地を引き渡す場合においては、その引き渡し前に、当該土地の区域の全部について、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染・不発弾の除去などの支障除去措置を義務づけております。5点目に、駐留軍用地・駐留軍用地跡地の指定について、現行法で規定されております。大規模跡地及び特定跡地の区分を廃止し、法律の要件に該当する5ヘクタール以上の跡地を拠点返還地として指定するものとしております。そのうち200ヘクタール以上の拠点返還地については、国の取組方針策定を義務づけ、200ヘクタール未満の拠点返還地については、跡地利用協議会における協議により国は取組方針を策定することができるものとしております。6点目に、土地の先行取得についての譲渡取得の特別控除等については、政府案のとおり、復帰特措法に基づく政令により、特定駐留軍用地において土地を先行取得する沖縄県・市町村・土地開発公社等に土地を譲渡したときは、譲渡所得についての5000万円特別控除を受けられるように措置するものとしております。7点目に、国有財産の譲与等について、総合整備計画に基づく事業の実施のために国有財産の譲与等ができることとしております。8点目に、給付金について、返還給付金の支給期間の限度は引き渡し日の翌日から3年間となっております。また、返還給付金の支給終了後については、引き渡し日の翌日から3年以内に土地区画整理事業の事業認可を受けることとなった場合に、特定給付金を支給するものとし、その支給の限度となる期間は、当該駐留軍用地跡地における土地の使用及び収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定めるものとなっております。

以上が、本修正案の主な内容となっております。

さらに、「本法律の施行に当たり、跡地利用の推進のための公共事業を行う際には、過大な地方負担を生じさせることのないよう、適切な措置を講ずること」という付帯決議がなされております。

以上で沖縄関連2法案の現在の状況についての説明を終わります。

○当銘勝雄委員長 企画部長の説明は終わりました。

これより、新たな計画・制度の創設についてに対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 大変お疲れさまでした。4月1日からスタートするということですが、いろいろな面で知恵を出していただいて、汗をかいた努力が出ていると思います。しっかりと自民党の要望も盛り込んでいただいたとっております。修正状況の中で、一括交付金の基金について積立が可能とするとありますが、その辺の細かい説明をお願いします。

○川上好久企画部長 基金の部分については、今般の修正が行われております。まず基金に関する規定の第1点目は、沖縄県が沖縄振興の経費に充てる経費に支弁するために地方自治法上の基金を設けることができるということが1つあります。その際に国は当該基金の造成の目的である事業があらかじめ複数年度にわたって財源を確保することが、施策の安定的かつ効率的な実施に必要不可欠であって、複数年度にわたって事業等の進捗状況に応じた助成が必要であるが、各年度の所要額をあらかじめ見込みがたい場合、弾力的な支出が必要不可欠な事情がある場合においては、予算の範囲内において基金の設置を一括交付金の目的として交付をすることができるという規定として、整理をされる予定になっています。

○島袋大委員 当初、内閣府と戦々恐々してきたことは、まさしく基金が複数年度にまたがるのがだめだということで反発を受けました。そういった複数年の継続事業がもろもろが出てくることに関しても、基金ができるという理解でいいのですか。

○川上好久企画部長 今申し上げましたように、基金で措置することがふさわしい事業であると認められた場合については、一括交付金をそれに充てることのできるということです。

○島袋大委員 各市町村のソフト事業の予算配分もほぼ決定して、各市町村担当部署で議論して案が出てきています。各市町村の案を見ても、今までの各市町村の一般財源化の中での事業が大体大枠で一括交付金のソフト事業の中で、各市町村が今までやってきたものをソフト事業として上げています。何がよく何がだめなのかということがまだ議論中で、そういった説明がされていなかったと思いますので、基金も使えるということも含めて、市町村配分のソフト事業とどういった関連が出てきますか。何かありますか。

○川上好久企画部長 今具体的にこういったことで基金を使いたいという相談

はありません。使い方として基金とか、繰り越しもできるという条件が見えてきたら市町村としても施設整備にせよ、市町村がより多く直面する福祉的分野における活用の方法が事業として出てくると考えております。

**○島袋大委員** 市町村のソフト事業案を見ても、今までやってきた一般会計でできたような事業がほとんどです。何がよくて何がだめということが明確にありていない中で大きなアクション的に起こせるような、各市町村の英知を結集したものが出ていないのが実際です。そういったことを早急に県としても、各市町村に通達としてこれはいい、だめという流れの枝葉の説明をしっかりとし、早目にやっていかないと各市町村の職員はせっかくのいいチャンスだから議論して出そうとしても、使い勝手が読めないので通常の事業内容が上がっているのがありました。もろもろ含めて県としても市町村に伝達できるシステムはどうでしょうか。

**○川上好久企画部長** 今委員のおっしゃることは、市町村がとっても苦勞している部分だという理解をしております。県としては、ことしの1月からサポートチームを置いて、各市町村ごとの担当を置いてきめ細かく対応しております。おおむね現時点で14市町村が当初予算に計上をするということで、県としてはできる限り4月以降、早目に補正予算を計上して執行に滞りのないような形でやっていただくように相談しながらやっています。

**○島袋大委員** 次に国際物流拠点産業集積地域の内容の説明をお願いします。

**○川上好久企画部長** 平成21年10月26日に全日空株式会社の貨物ハブが始まりました。そういったものも活用して今般国に制度要望をしておりました。国際物流拠点産業集積地域の対象としては、那覇空港、那覇港及び中城湾港周辺です。対象業種としては、国際物流拠点産業に関連するもの、例えば、製造業、道路貨物運送業、無店舗小売Eコマースなど、機械等修理業、これはリペアセンターなどを想定した業種の指定をしています。これらの事業者が特区内に本店及び主たる事業所を設置する場合に税の特例を講ずると。例えば、所得控除としては40%、投資税控除として建物は8%とか、あるいは特別償却制度などを特例として講じています。税制に関しては所得控除の40%は、実効税率でおおむね18%とか19%と言われていまして、これはシンガポールの17%にほぼ匹敵をする、まさにアジアと競争ができる税制ということで、国際物流拠点産業集積地域制度の要望をして、そういった制度の創設が見込まれております。

○島袋大委員 内容としては、要するに那覇空港、那覇港、中城湾も含めて周辺地域には該当しますか。

○川上好久企画部長 現行は周辺ということです。今般、自民党から出された修正案の中では、対象地域に国際物流拠点と幹線道路で接続する市と、那覇市以外の豊見城市なども含めて、指定要件の整理をします。それは法律の中に引き上げて、隣接または近接している地域で国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域については指定することができるというような打ち方がされております。

○島袋大委員 税の優遇措置等もろもろありますが、今おっしゃるような幹線道路にしてできるようなシステムを豊見城地域も入りますが、そういったところでも集積地をつくるとしたら、今市街化調整区域など網がかかっている場所が多いです。税の優遇措置ではなくて、そういったもろもろの網もはずして、簡単に言えば、90何%が部品だけの貨物ターミナルが出されている状況の中で、アジアの中で唯一1個の部品でもこの場所にしかないとか、ストックヤード的なものを持ってくるのであれば、豊見城市であれば近隣の与根地域の市街化調整区域で網がかかっているものをもって、そういったもろもろも建築できるなど、あるいはカットハウス野菜がうるま市にもありますが、もっと空港に隣接した鮮度等を考えたらここに持って来たらできますよと。要するに幹線道路でこのようにできるようなシステムになるのであれば、網が掛かっている土地の活用策としても当てはまりますか。

○下地明和交通政策課長 今のところ国のほうからは、那覇空港、那覇港あるいは中城湾港及び隣接する地域というような書き方がされています。隣接する地域というものには、解釈があります。今想定している地域あるいは貨物ターミナルも想定しておりますが、そういった地域がたくさんになってほかに拡大の必要があるということであれば、そういった要件を満たしているならば市街化調整区域についても可能性はあるということです。

○島袋大委員 今の内容を聞くと、そういった住み分けについても、これからの議論の中で可能性はあるということに理解していいのですよね。

○川上好久企画部長 今のところは、那覇空港、那覇港、中城湾港及びその周

辺ということになっていますが、この法律に規定がありますように、集積の状況を見ながら地域を指定することはできるということです。今後の状況を見ながら指定することはできるということです。

○島袋大委員 ニート、障がい者、青少年に対する就学、就業支援に関する問題ですが。これは4次にわたる沖縄振興の中で、こういった教育、福祉という文言が全くありませんでした。沖縄振興特別措置法の修正案の中でも、自民党を中心に野党でもこの文言を入れることに戦々恐々したと思います。これからの新しい5次の10年間によってこれだけ教育に特化した、そういったことを考えると子供、教育、貧困などもろもろな問題を法律として、文案として文言が入ったわけですので、沖縄に対する問題的な面、教育、福祉に関する問題はこの文言の中でいろいろな面で枝葉としてなる政策についてはすべてクリアできるという認識をしてもいいですか。

○川上好久企画部長 この部分はまさしく配慮規定なので、この規定を置いて具体的にできるとか、こうすべきというものはないわけです。ただある規定が置かれるということは、沖縄振興の中で重要な政策分野として位置づけられると理解しております。沖縄21世紀ビジョン、それに基づく基本計画の柱は大きく2つあります。1つは、強くしなやかな経済、もう一つは沖縄らしい優しい社会。その中にその部分が沖縄振興の新しい分野として出てきたわけでした、それにつながっていくそれを支援をしていく試金石として、我々は受けとめています。

○島袋大委員 これは今までになかった文言なので、このように文言が入ることによって、教育、福祉について文言がある位置づけの中で、いろいろな面で予算要求できるという認識でいいでしょうか。

○川上好久企画部長 そのように理解しております。

○島袋大委員 総務部長になられるということで、予算関係が頼みますという意見もあると思いますので、頑張ってくださいと思います。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。  
渡久地修委員。

**○渡久地修委員** これからこの法律が通って、10年間この計画を進めていく上で、これを実行していく上で県がどういった立場でやっていくかということが、非常にかぎを握っていると思います。そういう意味では、沖縄の経済振興、雇用を広げていくということは、県内の地場産業、県内企業の育成、福祉、医療を充実させて広げると。そして、米軍基地がなくなってこそ雇用が広がると。そういったところに皆さんの計画を進めていく上で中心的に頑張っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○川上好久企画部長** 今回3年余にわたる次の沖縄振興に向けての議論の中で、一つ大きく変わってきたと思うことは、次の振興計画の柱として、強くしなやかな経済、沖縄らしい優しい社会が位置づけられています。振り返りますと40年前に我々が目指した社会は自立、復帰前の社会はある意味、社会資本の決定的な不足。もう一つは基地依存型、輸入依存型の経済。そこからの脱却として第1次沖縄振興に位置づけられたものは、格差是正と自立的発展の基礎条件の整備ということでやってきました。そういった成果を踏まえて30年、40年をへて今回初めて現計画の民間主導型の自立型経済の構築を進展させていく、強くしなやかな経済ということ。もう一つは優しい社会。これは初めて登場したということで非常に大きいものと理解しております。そういう意味では、沖縄県の地域、経済、社会の発展段階に合わせていく形で法律も計画も大きく動いてきているという理解です。そういった施策の展開が必要だと思います。

**○渡久地修委員** 強くしなやかな経済、沖縄らしい優しい社会の言葉はわかりますが、これでは中身が非常にあいまいです。要するに地元企業育成、地場産業育成が単刀直入ですし、教育、医療、福祉を充実させてこそ雇用が生まれる、これも担当直入です。皆さんが言う、沖縄らしい優しい社会というものが何を言っているのかがわかりません。いわゆる特別自由貿易地域を見ても、本土からの呼び込み型では、それだけではうまくいかないということがこの40年間の総括です。そういう意味では、これからの計画の中で、進めていく上ではきちんと位置づけてやっていただきたいということです。

**○川上好久企画部長** 委員のおっしゃっていることと、取り立てて違いがあるとは思いません。ただ、我々が抱えている状況は10年前、沖縄振興開発事業費が4600億円でした。しかし、現在は2300億円で、外部から流れてくる金は半減したのに人口はふえつづけ、就業者の場所の確保をしなくてはいけない。どうして金を持ってくるかとなると、やはり外部のマーケットから金を引っ張って

くることは努力として必要だと思います。観光、IT産業はかなりの成果を得たと。もう一つ重要なものは、そこで引っ張ってきた資金を内部で循環させて、地場産業をどう強化していくか。そこはまさに委員のおっしゃることと一致すると思います。できるだけ資金の漏出を避けるような地場産業の強化を合わせてやっていきたいと思っています。

**○渡久地修委員** 観光の問題がありますが、先日も本会議でお聞きしましたが、今県内に建っている500室以上のホテルが海外資本が37%、県外資本が34%、合計で71%です。去年より海外資本がふえました。これは先日の予算特別委員会で、文化観光スポーツ部になぜ海外資本が入ってくるのかと聞いたら、沖縄観光は魅力があってもうかるからですということでした。当然そうだと思います。今の社会ではもうかるから外国資本がこれからも入ってくると思います。これは今の社会ではとめようがないです。消費額も4000億円の消費で、600億円は流出しているというのが県の調査であります。これは飛行機代は入ってなくて、飛行機代を入れると半分以上が流出する計算になります。こういった仕組みの中で、これから観光に力を入れていけばいくほど、進出してきた企業だけが吸い上げていくというものではなくて、沖縄県内に観光の利益が蓄積できる仕組みを工夫していかないといけないと思います。海外資本が入ってくることは悪いことではないし、とめることはできないと思います。ですからそこをどうやって知恵を出していくかということが、これからの沖縄振興計画の中で県や市町村が努力をして、可能な限り県内に振興予算あるいは利益が県民の家計に蓄積される仕組みをどのようにつくり上げていくかということが大事だと思います。その辺はいかがでしょうか。

**○川上好久企画部長** 経済活動の中において外部からの資本導入を図ることも必要です。問題はそのことによって地域が潤うのか否かということです。基本的には資本を導入しないところ、外部から注目されないところは地域として魅力がないので、そういった動きがあることは非常に重要です。問題はそういったことが地域地場産業の活性化をさせていく地域の雇用をふやしていく、賃金水準を向上させていく、そういったことにつなげていく施策を観光なり、ほかの製造業や農業を含めて展開をしていく必要があると思います。

**○渡久地修委員** 例えば、入ってきた企業に対して補助金を出しているところは条例で、設備投資への補助金ではなくていわゆる正規雇用を雇っているところに補助金を出す制度に改めるとか、あるいは進出してきたホテルなどは賃金

が低いです、15職業の中で最下位ランクなので、可能な限り正規雇用しましょうと。あるいは地場産品を可能な限り100%に近づけてくださいというような協定を県や市町村と結んでいくというルールをつくる、そういったことが大事だと思います。そういった工夫をしてやってください。この協定が簡単にできるかできないかわかりませんが、しかしそれは必要だと思います。

○川上好久企画部長 そういった取り組みも当然必要だと思います。そのことによってまたホテルなり、観光施設の魅力も合わせて高めることも可能になると思います。その部分については、それぞれの施策分野で工夫を凝らしながら。地域経済、地域の人々がより豊かになるような取り組みをやっていく必要があると思います。

○渡久地修委員 資料2の2ページを全体的に見ると、いわゆる特区が中心になっているような気がします。2ページの農林水産業の振興とありますが、農林水産業の振興のための資金の確保等に努めるということが、概要と書いていますが、この法律ではどこにありますか。

○川上好久企画部長 この部分は現行法に規定されたものがそのままになっている状況です。農林水産業の振興、第6節の資金の確保ということで、第62条にその規定があります。国及び地方公共団体は必要な資金の確保その他に努めるという趣旨の規定があります。

○渡久地修委員 現行法にはありますが、今度の法律にもありますか。

○川上好久企画部長 改正された全体の法律の中にどのような書き方がされているかは定かではありませんが、資金の確保については規定が残ると理解しております。

○渡久地修委員 資金の確保が何条に残っていますか。

○川上好久企画部長 第60条にあります。

○渡久地修委員 国会に出された現行法改正案と修正案の対比表を見ています。現行法では、第6節農林水産業の振興の中の資金の確保等の中の第62条で、資金の確保があります。改正案で第62条が削除されています。第62条は漁業者

にかかる安全対策の強化等になっています。

○川上好久企画部長 条項がずれています。これは第60条にあります。

○渡久地修委員 特に沖縄の農林水産業の問題は、きちんと取り組んでいただきたいと思います。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。  
上里直司委員。

○上里直司委員 法律が3月30日に参議院本会議で可決されると思っ  
ています。法案が可決されてからのほうが重要な作業が出てくると、  
気を引き締めながら見ております。まず最初に、沖縄振興計画は  
条文で言いますと、県知事は沖縄振興基本方針に基づいて定め  
るよう努めることになっています。国の沖縄振興基本方針はいつ  
ごろできますか。それに基づいた振興計画はいつごろを目途に  
定めるのか教えてください。

○川上好久企画部長 3月30日に法案が成立する見通しですが、  
施行される4月以降に基本方針を策定する法律上の義務を国は負  
うこととなります。国は恐らくその規定に基づいて、沖縄振興  
審議会にそれを諮っていく。また各省庁に協議をしていく作業  
があると思います。こういったことから、国の基本方針策定は  
おおむね沖縄振興審議会開催を踏まえると、早くても5月以  
降のイメージだと考えております。したがって、方針策定が5  
月以降になることは振興計画も5月以降に確定をしていく作  
業スケジュールになると考えております。

○上里直司委員 この手続は結局、改正沖縄振興特別措置法に  
基づくプロセスということですか。

○川上好久企画部長 そうということになります。

○上里直司委員 その後が気になりますが、いわゆる一括交付  
金が法律に盛り込まれて、それが計画を策定してこれを調整し  
てこのようにするという手続がありますよね。そうなりますと、  
振興計画そのものができるのが6月以降だと、実際に概算要  
求等、どういった形で資金を要求するのかということが見え  
ない部分です。具体的に決まっていることがありましたら教え  
てください。

○川上好久企画部長 少なくとも法律ができて、具体的な手続が進むということがあります。しかし実際問題としては、予算編成は現実にさきだってやらなくてはいけない状況もありまして、国と調整をしながら一括交付金の事業を積み上げている状況です。おおむね県が新しい沖縄振興の中でやるべき内容については、まさにこの3年間、県議会を含めて十分に議論をしながら、それについては施策展開が見えてきています。次年度やるべき事業については、予算措置をして法律ができるのを待っている状況であると理解しております。

○上里直司委員 法律ができるまではこれは見えないし、わからないということですか。

○川上好久企画部長 中身は具体的に進んでいるということです。具体的な事業も振興計画の中で、こういった施策展開をするべきというものも議論されており、県案としては今月いっぱいには確定をしていく。国の沖縄振興基本方針も、この間次期振興計画に向けて沖縄振興審議会等々で県のビジョンの策定から始まって、総点検、基本計画を聞きながら議論を進めてきたので、そのところは同じ方向を向きながら整理が進められるものと考えています。

○上里直司委員 企画部全体に申し上げたいことは、これから先はかなり沖縄の自主性を重んじて、それに基づく事業を比較的使い勝手のいい交付金で充てていくとなると、そのプロセスそのものの透明化をしていく必要があると思います。この計画という話になぜ執着しているかと言いますと、どういったものに基づいて事業を出していくのかというところが肝心だと思いますし、そこに議会も県民も市町村もかかわるべきだと思います。この間ずっと市町村についての話が出てきました。市町村事業がどうあるべきかとか、幾ら負担するのかについては今年度はとりあえずまとめましたという形になってはいますが、今後これはどのような議論を続けていきますか。

○川上好久企画部長 事業計画の策定をしてそれを提出するという手続を予定しています。今回の場合も予算編成をして、市町村のほうの事業内容も含めて事業計画としてまとめていくと。それを国に提出をしていく作業が出てきます。これは次年度以降も同じような形でやります。

○上里直司委員 そういったことを詰める場所が必要だと思います。私はこの

間ずっとそういったことを詰める作業をするためにも、会議が必要でしょうし、ある程度県と市町村が対等な立場で議論する場が必要だと申し上げてきました。ここは一括交付金だけの話ではなくて、市町村に渡す事業あるいは市町村が広域的に取り扱う事業が出てくるととらえています。そこを今、これまで交付をするための基準を決めるための市町村との会議をしてきたが、これを常設化する必要があるのではないのかと言いたいです。それは検討されているのか、そこはどうでしょうか。

**○川上好久企画部長** 今回、一括交付金の配分を決める際に県知事と41市町村長との間で沖縄振興会議の設立をしております。今後この中で、今委員のおっしゃるような部分の議論も含めて提起をしていくことが可能だと考えています。

**○上里直司委員** ぜひこの沖縄振興会議から、単なる予算をどう配分するかの問題だけではなくて、どういった分野に力を入れたいのか、その事業をだれがやるのか、県なのか市町村なのかあるいは県と市町村なのかという事務や権限のあり方まで踏み込んだ議論を進めていただいて、これを事業計画そのものに反映させるプロセスをぜひ踏んでいただきたいと思います。これは国から言われるのではなくて、県が先にこのようにしたいと提起するべきだと思います。ぜひ念頭に入れて進めていただきたいと思います。

**○当銘勝雄委員長** ほかに質疑はありませんか。  
仲村未央委員。

**○仲村未央委員** 3月5日の衆議院の予算委員会で集中的に沖縄振興に関する質疑が交わされたようです。そのときに一括交付金の使途にかかわる条件として、4点の条件をクリアしなければ一括交付金は採択されないというようなことにふれてますが、これについてはいかがですか。一括交付金を適用するに当たっての4点のクリアしなくてはいけない条件がありますか。

**○川上好久企画部長** 今委員がおっしゃっていることは、今回の沖縄振興、特に計上の部分の沖縄振興特別推進交付金の対象事業というもの。これは基本的には沖縄振興に資する事業になっています。では、それに資する事業はどういった経費にでも充てていいのかと、職員の人件費にも充ててもいいのかという話が出ます。そういった中で職員人件費や公債、公営企業への繰り出し金につ

いては、沖縄振興に資することに勘案しても不適切なものではないか、という整理がされたものがあると思います。そのことを言われているのかと思います。

**○仲村未央委員** この議事録を見ますとこのように整理されています。1つ、全国から見て沖縄の特殊性が説明できる事業であること、1つ各省庁の既存補助金では対象になっていない事業であること、1つ職員人件費や現金給付とする事業には充当できない、1つ地方交付税措置されている費目、これは一般財源化されている費目のことですが、これへの充当は困難である。こういった整理は県としては統一見解ですか。

**○川上好久企画部長** 県の考え方は、沖縄振興特別推進交付金、これはまだ交付要綱が出ていませんが、これがつくられた経緯としては沖縄振興に資するということです。これまで県の既存の補助金でできなかった沖縄振興に資するものに充てられるものという考え方があります。なおかつ、なぜ沖縄県にそれが必要かというのは、沖縄県の特殊事情や沖縄振興に地域経済の発展に資するものの事業に充てるために必要だということで措置されています。しかしながら、今申し上げました職員人件費、または事業に関係のない旅費あるいは既存財政需要額に算入されて措置されている、そういったものをストレートに入れ込むことが可能かということそこは難しいということです。今回、県で一括交付金を措置するときこういったものについては、対外的に十分に説明ができる、例えば沖縄の地域特性などを勘案しながら説明できるような形で整理をしてほしいということで、総務部から各部局に出された指示だと理解をしております。

**○仲村未央委員** 先ほど私が読み上げたようなことは、統一認識の中で市町村の非公共事業に説明会で使われたり、この4条件として認識をしていますか。公表されている共通的な項目なのですか。

**○川上好久企画部長** 4項目だけではなくて、これ以外にも個人への現金給付や貸し付け金、交際費など経費的にストレートに出すことが難しい、説明が工夫が必要なものは列挙して参考に資しているということです。しかし全部だめということではなくて、厳しいものはあると思いますが、それ以外のものでも沖縄振興や沖縄の地域特性から勘案して、やらなくてはいけない事業があるという認識があるので、県としては先日の滑走路の増設要請とあわせて交付金関係についても口頭で要請してきております。考え方としては、これまでの補助制度などができるようにしてほしいということと、既存の補助メニューに近い

ものでも、沖縄県の実情にあわせた実になるものであればさせてほしいと要望しております。結果としては、要綱がまだきちんと定まっていない段階で、どこまでという話はありません。少なくとも庁内すべての職員が経費の特徴について十分に理解をしているわけではないので、その辺については注意をしながら事業を組み立ててほしいということで流した話だと理解をしております。

**○仲村未央委員** このやりとりの中では、この4条件が前提に議論される中で、川端達夫沖縄及び北方対策大臣の答弁では、この4条件について国としてこういった条件をつけると言ったものではないと。例えば、一切人件費に充てられないのかといえ、それは沖縄県で特段の事情があるということで説明ができるものについては、排除するものではありませんとなっています。非常に沖縄の特殊性、これまで手をこまねいていた、既存の全国的な補助事業ではなかなかのせることができることができなかつた云々で特段の説明があれば、それが沖縄振興に資するというつながりが明解であれば、その辺は条件によって即排除されるものではないとなっています。ですから、先ほどおっしゃっていたようなことがどこで説明がされていて、市町村の要望する事業やあるいは各団体が声を上げたときに頭打ちで切られているような節が聞こえますが、その認識はどこで整理をされていますか。川端達夫沖縄及び北方対策大臣は国から求めているといいますし、それは県が整理をする中でのあらあらの言い方の中でこれが一人歩きしている状況なのかということが見えません。それはいかがでしょうか。

**○川上好久企画部長** 詳細についてはわかりませんが、まさに川端達夫沖縄及び北方対策大臣が答弁されているとおりです。まさに説明ができるものであれば可能だとおっしゃっているわけで、県としても当然そういったスタンスで事業をつくってきています。ただそうでありながらも、なかなか説明がやりにくいものもありますということが、財政当局としては示したと考えております。

**○仲村未央委員** 先ほど島袋委員からもありましたが、特に今回配慮規定の中でも特段設けられたニートや障がい者等の青少年に対する就学、就業支援は特段野党の提案の中から出されて追加がされています。先ほどのいろいろな条件、人件費には使えない等となると、こういった福祉を含む内容はまさに人が仕事をして、人をつけて初めて動き出す事業がかなり多いです。こういった団体からの要求は非常にたくさんあります。今回、具体的に沖縄振興に期待をすることで各団体を網羅して若者に関する5年計画を提案されています。これ

を受ける格好で国会議員が超党派で受けて、これはまさに沖縄振興の中でもこの40年間とりこぼしがあったと、しかも米軍支配の影響などその後の沖縄振興の中でも4次にわたってなかなかこれが沖縄振興にストレートに取り上げられる状況になかったということを見れば、こういったことこそ沖縄振興に資するものではないかという議論が展開されています。その中での人件費の取り扱いや基金への積み上げを含めて、どうなっているのかというやりとりがある中ですので、ぜひ柔軟な人について、今回特段規定がされた人材育成やニート、障がい者云々という部分は一括交付金の活用が非常に大きく左右されると思います。この辺についての見解はいかがでしょうか。

**○川上好久企画部長** 一切人件費等に充てられないかといえ、それは沖縄県は特段の事情があると特段の説明ができるものを排除するものではないと、国もそういったことを答えていますので、まさにどう説明をしていくかということだと思います。個別の事業ごとに検討していく話になると思います。

**○仲村未央委員** ぜひその認識を県も国も、整理の中ではこういった部分は、必ずしも排除されないということを確認していただきたいと思います。この追加項目が修正案に上がってくる中において、このやりとりを見ればそのとおりですが、こういった意見を実際に窓口となった福祉保健部で、できませんと切っているところがあります。県を窓口にしたら条文に上がらなくて、結局は国会議員の修正のほうからこの要請が通って、はね返って上がってきているところがあるので、その辺は非常に大事なところだと思いますが、いかがでしょうか。

**○川上好久企画部長** 先ほどお答えしましたように、沖縄振興に資する事業が対象事業になるという基本の考え方があります。ただそうでありながらも、こういった特殊なケースについては、十分な説明が必要ですよということを財政当局として喚起したのではないかと理解しております。それがどういった形でそういった方向に話があったのか詳細がわかりません。川端達夫沖縄及び北方対策大臣がそのような答弁をされたという理解で、県としてもやっています。

**○仲村未央委員** ぜひその取り組みをお願いします。

**○当銘勝雄委員長** ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

**○照屋守之委員** この新しい法律と沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律、知事や政党の働きも含めて沖縄の歴史もそうですが、日本の歴史をつくるくらいの出来事だと思います。2937億円の予算も含めて、こういったことが実現できたことは驚きであり、恐らく担当部長もそう思っていると思います。めどがついた背景、感想などはいかがでしょう。

**○川上好久企画部長** さまざまな要因があったと思います。何よりもちょうど3年前に企画部長として沖縄振興・那覇空港整備促進特別委員会で話しをさせていただいて、やはり委員の方の後押しを非常に力強く感じておりました。とりわけこの1年間は、昨年ちょうど今ごろは国との調整が弱いという御指摘もありましたが、それだけ各党派、中央のほうへいろいろな働きかけをして、先週の3月23日の金曜日の衆議院では全会一致で通過をしました。本当に1年前の状況からは想像できない状況です。それはやはり県議会、県の執行部、審議会、市町村、県民一体となって目標に向かって頑張ってきた結果だと思っています。

**○照屋守之委員** もう一つの背景は名護市辺野古の問題だと思います。やはりこれは県民にとって非常に厳しい課題で、たまたまタイミングよくそういった状況になっているというのは、一方では新しい法律、振興など基地を考えていく上では、望みはしていないが追い風になっているということがあると思います。私は今の沖縄の状況はこれまでのように、こういった状況だから予算措置をしてほしいという考えではなくて、逆に日本を守っている基地のありようを、我々がそういった考えにどのように持っていくかということだと思います。私はむしろ日本のために貢献をしているという位置づけだと思います。日本国民は口には出さないが、ある意味ではそういったことを通して沖縄県のためにやってくれようという思いが特に基地に関してはあると思います。我々は40年間、振興計画を国にしてもらって、なおかつ後10年間そういったことが与えられていることを考えると、やはりこれまでの非常に厳しい歴史、現状については、そういったものが逆に武器になって政府、政党、国民を動かしてきたことになるとは思いますが、いかがでしょう。

**○川上好久企画部長** いろいろな考え方があろうかと思っています。今回の計画の一つの指針として上げられたもの、自立、交流、貢献という言葉を使っていま

す。今、委員のおっしゃる基地の問題、安全保障の問題は時代とともに非常に意味合いが広がってきているような感じがします。アジアの国々が経済的に台頭する中、国境、国益を守る海洋資源を守っていく、そういった広大な海域を持つ沖縄県の存在理由がこの10年間で劇的に変わってきていると思います。それはある種、国益を守る意味合いにおいては安全保障に匹敵する話が当然出てくるわけです。いろいろな部分が時代とともに沖縄をめぐる状況、沖縄への理解が変わってくる評価は今のところはプラスに展開してきている印象です。この部分についてはいろいろな立場で、いろいろ聞かせていただきたいと思いません。

**○照屋守之委員** もう一方では今の知事の存在が非常に大きいと思います。沖縄県の長期構想をつくらうということで、沖縄21世紀ビジョンをつくりました。それが20年後の沖縄県のあるべき姿を描こうということでした。それに基づいて、国にこれを実現するためにはそういった仕組みをつくってほしいという要求をするわけです。ですから仲井眞知事は並みの指導者ではないと感じます。そういったものをつくり上げて、それをどのように実現していくのか。民主党が掲げた一括交付金、こういったもののタイミング的に非常にいいということで、それを取り上げて政府に提出し、3000億円を要求してこういったものをつくりあげてきました。やはりこのタイミングで、その時々リーダーの存在は大きいと思います。知事の姿勢、行動は非常に大きいと思いますが、実際はどのように感じますか。

**○川上好久企画部長** 結果がすべてを示す部分もあると思います。それを考えますとかなり大きな仕事をされたと考えております。とりわけ、今委員がおっしゃった沖縄21世紀ビジョンを初めてつくったことは、我々が振興計画をつくる時に非常に大きな影響を与えたと考えております。20年後の沖縄はこうありたいという話は現実の投影であって、現時点は一体どういった立ち位置なのかということを知事は我々に問うたと思います。したがって今回の振興計画はまさに40年の沖縄振興の総括をしながら先を見ようとしたという意味では、ある意味戦略といい、国との交渉のやり方といい、これまでのものと異なったやり方があったと考えております。この辺は、知事自身がどのような考えでされたかは一つ一つお聞きすることはできませんが、かなり強いリーダーシップのもとで一定の形を出していただいていると考えております。

**○照屋守之委員** 新しい法律案の修正状況について、1つは沖縄振興交付金の

公共部分、国の高率補助の対象事業の全部という項目について説明をお願いします。

○川上好久企画部長 今回の自民党の修正案から出てきた話ですが、当初沖縄県としては3000億円の一括交付金、国直轄事業も含めてすべて一括交付金として要求してきました。結果としては一括交付金としては約1500億円、国直轄事業は900億円くらいあります。そうしますと補助事業として600億円くらい残っています。今般の修正案の中では、この600億円についても今後一括交付金化するというそういった趣旨だと理解しております。

○照屋守之委員 この600億円については、時間的なものも含めてタイミングを見ながらそういった仕組みをつくっていくということですか。

○川上好久企画部長 そういった考え方が含まれていると理解しております。

○照屋守之委員 3000億円という枠は、10年間この枠をつくり続けていくことにつながりますか。

○川上好久企画部長 今のところ3000億円について、10年間これが措置されるということについては、政府として約束しているものではありません。これまでの沖縄振興事業費もそうですが、毎年度の予算状況に応じて予算決定がされています。恐らく仕組みの中でできる限り3000億円に近いものを県として要望します。そのことを先日の代表質問で知事が答弁されておりましたが、政府としても理解をいただいていると県としても考えています。

○照屋守之委員 国の直轄事業について県がみずから実施するということが可能とするという項目がありますよね。それによって地域企業の受注拡大をするという、これは具体的にどのようなになっていますか。

○川上好久企画部長 国直轄事業と県、市町村がやる事業の地元受注率は乖離があります。これまで私どもが分析した資料の中では、国直轄事業はおおむね6割程度、県、市町村の事業は9割以上が地元受注でした。恐らく背景にはそういったことがあるかと思えます。この付帯決議の中で政府は沖縄県における国直轄事業の実施に当たっては地元企業の受注機会の拡大に十分に配慮すること、と付帯決議がされています。

○照屋守之委員 具体的にこういったことが入るということは、例えば地元が国直轄事業が60%だったら、これを70%、80%にしていくというようなことが具体的な法律のもとに形としてでき上がっていきますか。

○川上好久企画部長 こういった付帯決議をもとにして、そういった努力を期待したいと思います。

○照屋守之委員 修正案の中の漁業者が安全安心に水産業を営むための巡視警戒等に関する項目が盛り込まれていますよね。具体的にはどういったことですか。

○川上好久企画部長 これについては一般的な話として、沖縄周辺の漁場において、漁業者が非常に不安を持って事業をしていることをかんがみて、安全対策の強化をこの中に盛り込んだと聞いております。

○照屋守之委員 このように法律に入ると、その他の措置を講ずるよう努めるとなれば、これができるのは自衛隊の配備しかないと思います。国としてはそういうことになりませんか。

○川上好久企画部長 もともとの趣旨は漁業者が安全安心に水産業を営むための巡視警戒等に関する配慮規定を設ける趣旨だということですか。

○照屋守之委員 こういった法律に基づいて、国がやるものについては法律事項であるから反対もできませんね。次に新たな公共交通機関の鉄軌道についてお聞きします。これは縦貫1本というよりは、沖縄を1周できるような鉄軌道の計画も考えたほうがいいのではないですか。10年間ではできないと思います。しかしこの法律は10年間です。もう少し法律を延ばして20年間でできませんか。

○川上好久企画部長 できるだけ利便性が高く、効果のあるものになるよう検討していきたいと思います。今、委員のおっしゃった環状線も議論の一つにしながら検討を進めていきたいと思います。

○照屋守之委員 1周についても検討をお願いします。

○川上好久企画部長 利便性が高く、経済性にすぐれて効果のあるルートはこれから提起されていくものと考えております。そういったものを国も県も議論をしていきたいと思っております。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。  
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 一括交付金でまだ使途が決まっていない分がありますが、これは今後こういった取り組みをされますか。

○川上好久企画部長 今、各部局に予算要求をさせて査定作業が進んでいると聞いております。年度内に年度明けの補正提案を目指して作業を進めていると聞いています。

○赤嶺昇委員 スケジュール的に言いますと、臨時議会が必要だと思っておりますが、臨時議会をやる予定ですか。

○川上好久企画部長 場合によってはそのような可能性は高いと思っております。執行期間などを考えると、そういったことも含めて臨時議会の可能性はあると思っております。

○赤嶺昇委員 いつごろを予定していますか。

○川上好久企画部長 そのことについては聞いておりません。

○赤嶺昇委員 通常6月議会ですが、その前に4月の臨時議会も想定しているということですか。

○川上好久企画部長 その可能性もあると考えております。

○赤嶺昇委員 123億円の部分と既に要求している部分がありますが、それが実質的に認められないとなると、また額がさらに膨らむ可能性もあると思っておりますが、その対応はどうされますか。

○川上好久企画部長 今、計上している予算についてもそれもオープンになっ

ている話です。編成をする中でも事務的には意見を聞きながら、まだ要望できていない段階ですが、そういった形で整理をしてきております。それほど大きくはずれることはないと見ています。ただ今回、制度が始まる端境ということもありますので、そのところは慎重に作業を進めていくべきものと考えております。

○赤嶺昇委員 高率補助ということで、今回2937億円の中で平成24年度は従来どおりの高率補助が残っていると理解していいですか。

○川上好久企画部長 いわゆる沖縄振興公共投資交付金の部分は、771億円で、この部分は道路や港湾など14程度の種類について、県として選択をして予算を起こしながら使うことはできます。ただしその場合には、道路は道路の高率補助率の使い方になります。それ以外に投資補助金として残っているものが、先ほどは600億円と申し上げましたが、約450億円が高率補助として残っています。

○赤嶺昇委員 お聞きしたいことは、市町村や学校の建てかえなど、従来の高率補助は従来どおりで変わらないということに理解していいのですか。

○川上好久企画部長 そのとおりです。

○赤嶺昇委員 県はこの間の審議の中で、高率補助は求めないということをおっしゃっていませんでしたか。

○川上好久企画部長 県が求めたものは3000億円すべて一括交付金化ということです。ただ現時点における結果として、これは沖縄総合事務局も国の議論も決着していないので、これもまた残る。そういう意味では直轄事業も残っていく。公共と計上では財源の問題もあって、県は当初からそのことは頭にありましたが、このような使い分けの中で今般、このような決着になりました。県が求めたものは全体として一括交付金化、これが理想的な形として要望してきたということです。

○赤嶺昇委員 今回市町村、特に町村分については1割負担も厳しいということで、100%真水がいいということです。平成24年度からスタートしますが、次年度に向けて同じように3000億円の一括交付金という戦略でやるのか、高率補助はいらぬのかということも含めて、それも要求しますか。次年度も今回

と同じような形で要求しますか。または3000億円一括交付金化として求めますか。

○川上好久企画部長 幾つかの検討すべきファクターがあろうかと思えます。一つは政府が今行っているアクションプランの検討状況がどのようになるのか。それによって国直轄事業をどうするかということがあります。もう一つは自民党の修正案にありましたが、いわゆる今の補助事業の600億円の部分、これもできるだけ一括交付金化をするようにという方向があります。そこは当然、状況を見ながら県としてはそういった方向で、できる限り自由度の財源を確保していくという考え方です。

○赤嶺昇委員 これまでは3000億円の一括交付金を求めて今の形になっていますよね。平成25年の予算要求に際して、同じ手法なのか、今の現状を見据えた形で要求しますか。

○川上好久企画部長 法律的に一定のスキームと、先ほど申し上げましたように国の政策決定の動きとしてタイムスケジュールがあるものがあります。そこを見ながら要求をしていくことになると思います。例えば、国直轄事業をどうするかという話もありますし、一括交付金化されてない分野はどうかという話もありますので、その部分は整理をしながら平成25年度の予算要求を考えていきたいと思えます。

○当銘勝雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○当銘勝雄委員長 質疑なしと認めます。

以上で、新たな計画・制度の創設についてに対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、川上企画部長のあいさつ、その後執行部退席)

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。  
これより陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議。)

○当銘勝雄委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○当銘勝雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情2件と、お手元に配付してあります付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○当銘勝雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

先ほど採択しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきまして、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○当銘勝雄委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 当 銘 勝 雄

